

## 福島原発事故

# 生業訴訟 国と東電断罪

## 仙台高裁 国の責任認定は二審初



### 賠償額2倍に

東京電力福島第1原発事故で、福島県と隣県の宮城県、栃木県、茨城県などの住民約3600人が、東電と国に約215億円の損害賠償と放射線量の低減による原状回復を求めた「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の控訴審判決が30日、仙台高裁（上田哲哉判長）でありました。上田裁判長は、一審の福島地裁判決に続き、国と東電の賠償責任を認めるとともに、3550人に対し計約10億

仙台高裁前で生業訴訟の原告勝訴を伝える原告、弁護士ら1130日、仙台市

1000万円を支払うように国と東電に命じました。一審の約5億円から大幅に上積みされました。法廷では「完勝だ」の声や拍手が起きました。 ↓関連⑮面

国の責任を問う同様の集団訴訟のうち、高裁レベルでは初の判断です。これまでは13地裁で判決が出ていますが、国の責任を認めたのは7地裁で、判断が分かれています。生業訴訟の原告は全国で約30ある同様の訴訟で最多。今後の判決に影響を与える可能性があります。争点は▽大津波の襲来を予見できたかどうか▽事故を防げたか▽賠償範囲を示した国の「中間指針」の賠償基準が妥当かどうか▽放射線量を事故発生前にもとす原状回復責任の有無などです。

判決は、2002年に国の機関が公表した地震予測「長期評価」を踏まえ、速やかに予想到達水位を試算していれば、同年末ごろには敷地の10%を超える大津波の来襲を予見できたと判断しました。さらに事故は防げなかったとする国の主張を退け、国が規制権限を行使しなかったのは違法としました。原状回復の請求は一審に続いて却下しました。一審は、国の賠償責任を

二次的なものとして、賠償責任の範囲を東電の2分の1にとどめましたが、高裁は国の責任範囲を一部に限定すべきでない判断し、東電と同様の責任を認めました。